

# 資料

【報告5】

## 新型コロナウイルス感染症感染拡大に 向けた対応について

令和2年度 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和2年7月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症にかかる対応

資料 【報告5】

日付	国の動向	大阪市の地域包括支援センターへの対応（通知等）
R2年2月  3月	3/26 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部設置	2/20 地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について 3/16 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応による自立支援型ケアマネジメント検討会議（小会議含む）を中止した際の取り扱いについて 3/26 地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について（第2報）
4月	4/7 新型コロナ特措法に基づく政府対策本部会合により緊急事態宣言 対象地域7都府県 （東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）  4/16 全国に緊急事態宣言に拡大	4/6 地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について（第3報） 4/10 新型コロナウイルス感染症に関する地域包括支援センターの対応方針について 4/20 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応による自立支援型ケアマネジメント検討会議（小会議含む）の実施について
5月	5/4 緊急事態宣言を5月31日まで延長 5/14 新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言39県で解除 5/21 大阪、京都、兵庫の近畿3府県を解除  5/25 北海道、首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉）の5都道県で緊急事態宣言解除  5/28 新しい生活様式の実践（大阪府）	5/7 地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について（第4報） 5/12 新型コロナウイルス感染症に関する地域包括支援センター及び認知症初期集中支援推進事業の取り組みについて 5/25 地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について（第5報）
6月		6/1 地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について（第6報） 6/5 新型コロナウイルス感染症に関する地域包括支援センター及び認知症初期集中支援推進事業の取り組みについて 6/12 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応による自立支援型ケアマネジメント検討会議（小会議含む）の再開および当該マニュアルの改訂について

令和2年4月10日

各区保健福祉センター  
福祉業務主管課長 様

福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
認知症施策担当課長

地域包括支援センターにおける新型コロナウイルス感染症に関する  
対応方針の策定及びそのような事案等が生じた場合の対応について

各区保健福祉センターにおかれましては、高齢者に関する相談対応につきまして、地域包括支援センター(以下、「地域包括」という。)と連携してご対応いただいているところです。

先般、本市内の地域包括におきまして、訪問先の高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが後に判明し、相談対応を行った地域包括職員が濃厚接触者と特定されてPCR検査対象者となった事案が生じたところです。

当該地域包括職員の検査結果は「陰性」でしたが、今後、地域包括が行っている業務の関係上、同様の事象等が生じることが想定され、状況によっては相談対応を縮小して行わなければならないことも考えられます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する地域包括の対応方針について別紙のとおりとりまとめ、各地域包括あてに通知します。

地域包括職員が新型コロナウイルス感染症に感染したり、濃厚接触者となり自宅待機が必要となることによって、総合相談業務等の対応が部分的にしか行えない状況となった場合につきましては、別紙の対応方針をもとに地域包括が対応いただくこととなりますが、各区保健福祉センターにおかれましても、必要に応じて、地域包括と連携し、区として可能な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今回地域包括支援センターにお示しする本対応方針につきましては、本通知現在のものであり、今後の状況の変化等に応じて変更する場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

〒530-8201  
大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
担当者：岩名・杉山(博)・阿部  
TEL：(06)6208-8051  
FAX：(06)6202-6964  
Email：chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp

令和2年4月10日

各地域包括支援センター  
管理者 様

福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
認知症施策担当課長

新型コロナウイルス感染症に関する地域包括支援センターの対応方針について

平素から本市高齢者福祉行政の推進にご協力いただき誠に有難うございます。

各地域包括支援センターにおかれましては、高齢者からの相談対応を行っていただくとともに、必要であれば高齢者宅への訪問対応も行っているところであり、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染にも注意しながら対応いただいているところです。

先般、本市内の地域包括支援センターにおいて、訪問先の高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが後に判明し、相談対応を行った地域包括支援センター職員が濃厚接触者と特定されてPCR検査対象者となった事案が生じたところです。

当該地域包括支援センター職員の検査結果は「陰性」でしたが、今後、地域包括支援センターの業務の関係上、同様の事象等が生じることが想定されます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する地域包括支援センターの対応方針について別紙のとおりとりまとめましたので、この対応方針に従ってご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

本対応方針につきましては本通知現在のものであり、今後の状況の変化等に応じて変更する場合がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、介護サービス事業者が休業することとなった場合等、地域の介護支援専門員等からの相談に対しては、利用者に必要なサービスが提供されるよう、引き続き適切に対応していただくようお願いいたします。

〒530-8201  
大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
担当者：岩名・杉山(博)・阿部  
TEL：(06)6208-8051  
FAX：(06)6202-6964  
Email：chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp

## 地域包括支援センターにおいて新型コロナ感染が発生した場合の対応方針（第1報）

発生状況による基本的な対応の流れについては、別表を参照のこと  
新型コロナウイルス感染症にかかる事案が発生した場合は、速やかに福祉局高齢福祉課  
および区役所に一報を入れること

### 1. 職員が感染（別表 A）し多くの職員が自宅待機となるなど、地域包括支援センター（以下包括）の機能が制限される場合

#### < 基本的考え方 >

- ・福祉局高齢福祉課および区役所と連携を密にし、情報共有をはかりながら、休止期間中の包括業務が機能不全とならない対策を講じること
- ・この場合には、包括職員でない法人職員が代替要員として包括業務に従事する対応をお願いしたい

#### ○総合相談・支援業務、権利擁護業務、認知症初期集中支援

- ・従来からの継続ケースで通常業務開始後の対応が可能なケースは、ケースへ説明のうえ後日に対応するなど、休止中の支援業務の調整を行う
- ・休止期間中の包括への問合せや相談は、法人職員が電話相談窓口として受け付け、ケースに応じて法人内部や自宅待機中の包括職員等と連絡調整し、対応する
- ・上記対応では高齢者からの問合せや相談が十分行えない場合や、これまで区役所と連携して行っているような支援困難事例や単身の認知症高齢者など緊急性の高い事例がある場合等については、区役所へ支援を依頼し連携して対応する

#### ○介護予防支援事業

- ・新規利用者に対して本来は、包括と一部委託先事業者との双方で訪問し、重要事項説明、契約締結およびアセスメント等を実施するが、休止期間中はこれを一部委託先事業者のみで対応していただき、包括の同行は通常業務開始後に順次行う  
また、ケアプランへのコメント記入は、郵送や FAX 等により対応する
- ・国保連への介護報酬等の請求期限延長については要相談  
閉鎖期間中で延長した請求期限に間に合わない場合は、翌月に請求する  
その場合は、居宅介護支援事業所に事前に連絡しておく

#### ○包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・期間中の連絡会議等は延期
- ・ケアマネからの個別相談はテレワークか代替職員対応

#### その他

- ・上記以外の対応が必要な場合などにおいては、福祉局高齢福祉課または区役所に相談する

## 2. 利用者が感染(別表 B)するなど、一部の職員が濃厚接触者(以下当該職員:別表 C、E)となる場合

### ○濃厚接触者であると判断された段階で、即、当該職員を自宅待機させる(別表 E)

- ・症状がなく体調が良ければテレワークにより出勤扱いとしてよい
- ・上記対応が困難な場合は、包括職員でない法人職員が代替要員として包括業務に従事する対応をお願いしたい

### ○当該職員が発症(症状出現)していなければ他の職員は通常通りの業務を継続(別表 G)

### ○当該職員が発症し PCR 検査対象となった場合(別表 C)

#### PCR 検査対象となった場合は、早急に福祉局高齢福祉課、区役所に連絡すること

- ・他に症状のある職員がいないか早急に確認し、有症状者は自宅待機とする(別表 F)
- ・症状がない職員でも、可能な限り活動自粛が望ましい(別表 F)

この際、テレワークによる勤務や内勤のみとするなど勤務形態を変更してもよい  
活動を継続する場合はマスク着用など感染防止を徹底して行う

### ○当該職員の検査結果が陽性になった場合の想定をしておく

- ・全包括職員が 2 週間自宅待機となった場合に備えた業務調整
- ・区役所包括的支援事業担当者への状況報告と連携

#### その他

- ・上記以外の対応が必要な場合などにおいては、福祉局高齢福祉課または区役所に相談する

## 3. 発生に備えた平時からの対応

### ○平時から危機感を持って、感染拡大防止対策を徹底

- ・利用者との面談時には、できるだけ三密を避けて対応  
面談時には両者がマスクを着用し、互いの距離(1m以上)保って面談  
家庭訪問時は、自宅のドアや窓を開ける、長時間の滞在を避ける など
- ・事務所内における感染拡大防止  
出所時や訪問からの帰所時には石鹸と流水による十分な手洗いや手指消毒
- ・来所者は必ず氏名と連絡先を把握し、接触者として特定できるようにしておく

### ○包括が完全に機能不全とならないよう法人内で職員の勤務形態を考慮

- ・職員全員が濃厚接触者となり、包括が機能不全となるのを防ぐため、交替でテレワークや時差出勤、事務作業は別室で行うなど、可能な範囲で取り組む

### ○職員の健康管理の徹底

- ・毎日、全員が検温を実施 37.5 度以上なら自宅待機
- ・呼吸器症状や味覚異常など、いつもと違う症状が現れたら出勤しない

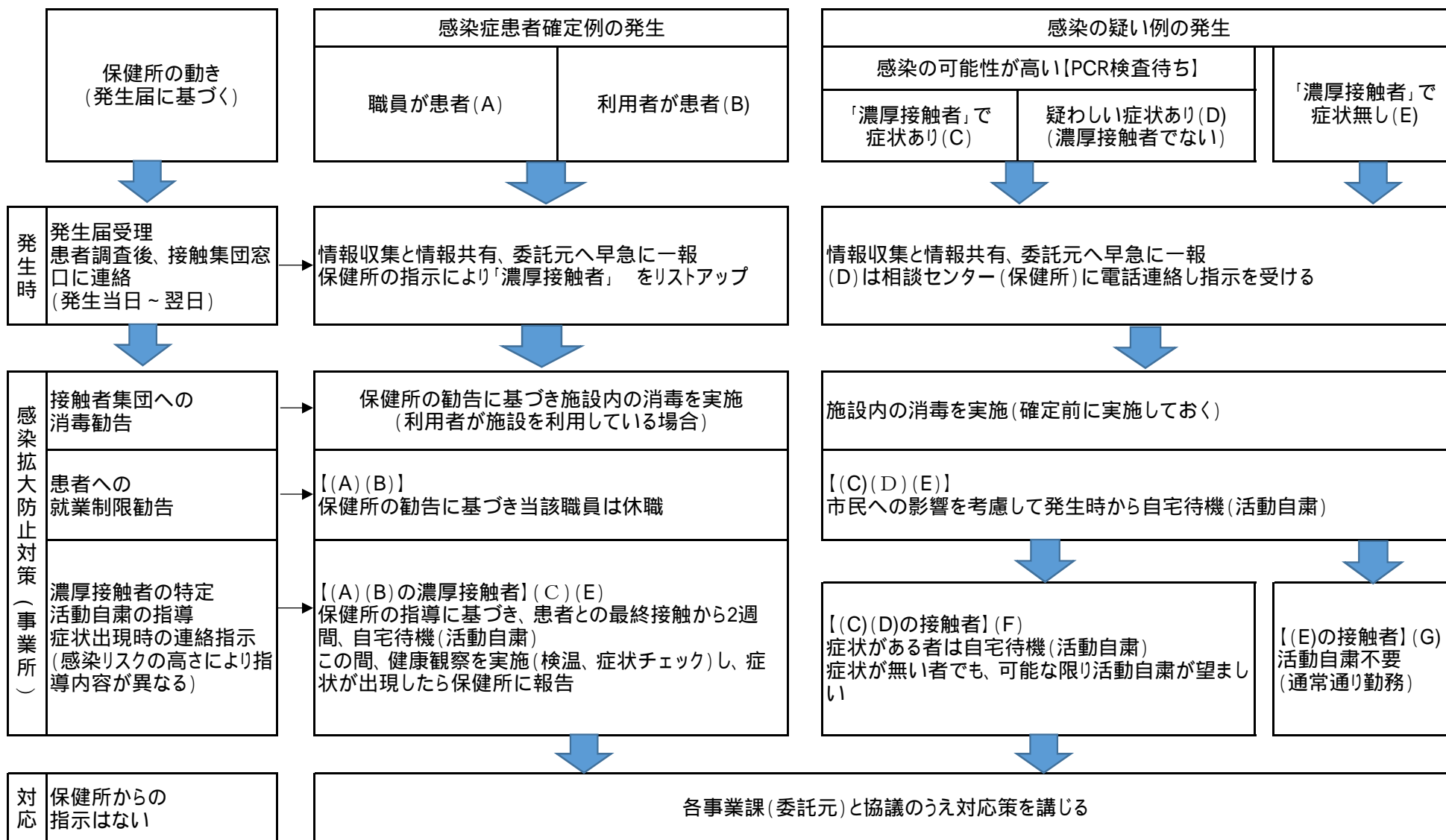
**【厚生労働省 令和2年4月7日通知】**  
**介護事業所等における新型コロナウイルス感染症の対応等について**  
**社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>

**【参考】「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html)

委託事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の基本的な対応の流れについて



注) 保健所による濃厚接触者の特定や活動の自粛要請は、患者の症状や接触状況等から感染リスクの高さを総合的に判断して行われるため、事例により異なる場合がある。

「濃厚接触者」は積極的疫学調査実施要領(国立感染症研究所)に基づき、集団の窓口に接触者のリストアップを依頼し、保健所が判断して特定する



事務連絡  
令和2年6月1日各地域包括支援センター  
管理者様大阪市福祉局高齢者施策部  
認知症施策担当課長地域包括支援センター業務に係る  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について（第6報）

標題について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策として、地域包括支援センター業務の実施にあたっては令和2年5月25日付け事務連絡によりお知らせしたところです。

令和2年5月28日に行われました第18回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における5月30日以降の対応についての考え方を踏まえ、本事業の実施にあたっては、次のとおりの対応としますので、引き続き、適切に取り扱っていただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 本日以降の事業の実施について

家族介護支援事業、認知症関連事業等における講演会、交流会及び研修会等の「主に地域住民が参加者となっているもの」、地域ケア会議、担当者連絡会、認知症施策推進会議等の「主に事業者・支援者等が参加者となっているもの」のいずれも、次のとおり開催してください。

- ・開催にあたっては、適切な感染防止策を実施し、感染者発生に備えた追跡対策を行ったうえで、次の参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催してください。

（追跡対策の例）

- ・参加者の氏名・連絡先を取得し名簿作成
- ・「大阪コロナ追跡システム」（別紙参照）

広く地域住民に周知するなどした、自由参加のセミナーや講演会など、不特定多数の方が参加するイベント等を開催する際は、原則、上記システムを導入していただきますようお願いいたします。

## 【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日から7月31日
屋内：100人以下 屋外：200人以下	屋内・屋外：1,000人以下	屋内・屋外：5,000人以下

## 【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること

適切な感染防止策が実施されていないイベント等や、リスクへの対応が整っていないイベント等は引き続き開催を自粛してください。

- ・感染拡大を防止する「新しい生活様式( )」の実践に努め、実施してください。

「新しい生活様式」の実践例

- ・身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）確保）
- ・マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）、咳エチケットの徹底
- ・まめに手洗い（手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）、手指消毒
- ・「3密（密集・密接・密閉）」の回避、こまめに換気
- ・発熱等の症状がある方に参加・来場を控えるよう要請 など

2 委託料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、実施予定であった事業等を中止・延期した場合でも、準備物や会場借上に係る費用またはキャンセル料及びその事務手数料等については、委託料から支出することができます。

3 その他

今後、国・府等の状況や対応方針等が変わる場合には、改めて通知させていただきます。

上記対応について不明な点がある場合は、福祉局高齢福祉課担当者までご連絡をお願いします。

大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課

岩名・杉山(博)・阿部

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話:6208-8051

電子メール:[chiikihokatsu@city.osaka.lg.jp](mailto:chiikihokatsu@city.osaka.lg.jp)

事務連絡  
令和2年2月20日

各地域包括支援センター  
管理者様

大阪市福祉局高齢者施策部  
認知症施策担当課長

地域包括支援センター業務に係る新型コロナウイルス感染症の拡大防止の留意点について

標題について、今般日本国内において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者が確認されている事態を受け、令和2年3月末までの間の地域包括支援センター業務の実施にあたっては、次の点についてご留意いただいたうえ、適切な対応をお願いいたします。

## 記

### 1 事業の実施について

- (1) 家族介護支援事業、認知症関連事業等における講演会、交流会及び研修会等（主に地域住民が参加者となっているもの）
- ・中止または延期の判断を行ってください。

- (2) 地域ケア会議（自立支援型ケアマネジメント検討会議を含む）、担当者連絡会、認知症施策推進会議等（主に事業者・支援者等が参加者となっているもの）
- ・地域ケア会議等については、参加者の構成（不特定性、多人数などの要素があるか）、開催の必要性の程度（この時期に開催することの必要性があるか）を踏まえて、開催、中止または延期の判断を行ってください。
  - ・地域ケア会議等を開催する場合は、次のとおり感染予防に努めてください。

#### （留意点）

- 参加者の発熱や風邪、呼吸器症状等について確認し、有症状の方は参加を見合わせていただくよう十分に説明を行う。
- 消毒、手洗いの励行や、咳エチケットの徹底を呼びかける。
- 換気を頻回に行う、また、参加者同士の接触をできるだけ少なくする工夫や配慮を行う。

### 2 委託料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度実施予定であった事業等を中止・延期した場合でも、準備物や会場借上に係る費用またはキャンセル料及びその事務手数料等については、委託料から支出することができます。

大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
大森・尾原・阿部  
〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
電話：6208-8051  
電子メール：[chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp](mailto:chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp)

令和2年6月5日

各地域包括支援センター  
管理者 様

福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
認知症施策担当課長

新型コロナウイルス感染症に関する地域包括支援センター及び  
認知症初期集中支援推進事業の取り組みについて（情報提供）

各地域包括支援センター及び認知症初期集中支援推進事業におかれましては、緊急事態宣言解除後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止にご留意のうえ、ご対応いただいているところです。

令和2年5月12日付文書の照会については、お忙しいところご協力いただきありがとうございました。ご回答いただいた取り組みについてまとめましたので、情報提供いたします。

また、以前お送りさせていただきましたFAQを改訂いたしました。今後の業務にお役立ていただくとともに、関係機関等への情報提供もお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 地域包括支援センターによる新型コロナウイルス感染症に関する取り組みについて
- (2) 認知症初期集中支援推進事業による新型コロナウイルス感染症に関する取り組みについて
- (3) 地域包括支援センターの方へ「新型コロナウイルス感染症FAQ」

大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課  
担当者：岩名・杉山(博)・阿部  
TEL：(06)6208-8051  
FAX：(06)6202-6964  
Email：[chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp](mailto:chiikihoukatsu@city.osaka.lg.jp)